

- 備考
- 1 この実績簿は、前日分について所属長が確認のうえ保管すること。
 - 2 「従事内容及び加算事由」の欄は、従事した業務内容及び手当額が加算される場合は当該加算事由を詳細に記入すること。
 - 3 航空業務手当及び警察業務手当（航空機に搭乗して行う操縦若しくは整備の業務、航空機を使用して行う業務又は潜水器具を着用して行う潜水作業に限る。）については、「従事内容及び加算事由」の欄に従事時間数を抄単位まで記入すること。
 - 4 手当額が加算される場合については、「手当額」の欄に加算された後の合計額を記入すること。
 - 5 この様式により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て、任命権者が定めることができる。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。